

経済協力と日本

森 鼻 武 芳

1 國際經濟協力の年代

1960 年代は「經濟協力」の年代であるといわれている事実、1960 年には、この大きな流れを導びく 2 つの重要なできごとがあった。その第 1 は、OEEC(Organization for European Economic Cooperation)のもとにおける DAG(Development Assistance Group) の結成であり、第 2 には、IDA (International Development Association) の発足である。

DAG は、1960 年初頭パリで開催された大西洋經濟閣僚會議の決議に基いて結成された。参加国は、イギリス、フランス、イタリー、西ドイツ、ベルギー、ポルトガルの OEEC 加盟 6 カ国に、アメリカ、カナダおよび日本を加えた 9 カ国(後にオランダを加え 10 カ国となった)である。その目的は、今後自由世界經濟の一層の成長と発展を期するためには、後進地域の經濟開発を通じてこれらの地域の住民の所得水準の高揚を図ることが必要であるとの新たな認識のもとに、自由世界の資本輸出国が後進地域の經濟援助を行うに当り、相互の協調を密にすることによって、援助の実効をあげることに置かれている。

DAC を通じて、双務的な援助の面における協調態勢の強化を図る一方、同年 9 月には、多角的な援助を行うための国際機関として、IDA が発足することとなった。

従来、低開発国の開発を促進し且つ援助するための多角的金融機関としては、米国の開発借款基金(Development Loan Fund-D. L. F) やワシントン輸出入銀行等があったが、これらの援助は、ともすれば米国の政治的ヒモ付き援助という色目でみられ易かった。また世界銀行(International Bank for Reconstruction and Development-I. B. R. D) や国際金融公社(International Finance Corporation-I. F. C)などの国際金融機関も活動しているが、世銀の融資条件は低開発国にとって余りに厳しすぎるくらいがあり、また国際金融公社は資金が余りにも少く、その狙いが民間投資の促進にある。IDA は、世銀の補完機関として低開発国が國民經濟の基礎的な産業分野における開発計画を実施することができよう、より寛大な条件の融資を行うことを目的として設置されたのである。

第 2 次世界大戦後 10 年大部分の国々は、荒廃した国土と經濟の再建のために他を顧みる余裕は全くなく、この間独りアメリカのみが、共産主義に対抗して自由圏確保のため年々膨大な額にのぼる援助の努力を続けてきた。しかし 1950 年代の後半、ソ連、中国を中心とする共産圏の後進地域に対する經濟援助が活潑化するに及び、軍事援助と余剰農産物の供与に重点を置いた米国の援助に対して後進諸国の批判が高まってきた。米国の对外援助政策はここに重大な岐路に立ったわけである。

折も折、米国經濟は国際収支の大巾な支払超過による金準備の減少と国内の景気後退に見舞われ、アイゼンハウバー政権の末期以後ケネディ政権の誕生にかけて、根本的な外貨流出防止策をとらざるを得ない破目に追いやられた。この新政策の柱はバイ・アメリカン政策による輸出の振興と、外貨流出の大きな要因をなす对外援助の削減であった。

ひるがえって、1958 年から 2 年にわたったブームに支えられて、ヨーロッパ諸国は高度の成長を示した。1957 年末から 59 年末までの 2 年間に、米国は 33.5 億弗の金の喪失と 25.9 億弗の短期弗債務の増加をきたしたのに対し、西欧諸国は 31.2 億弗の金、13.8 億弗の弗、3.6 億弗相当の磅を蓄積するに至った。

ここに米国の獨力によって行われてきた後進国援助の一部を西欧自由諸国が肩代りし、自由圏先進諸国の協力態勢を確立する方向に転換せざるを得ない要因があったのである。

2 後進国開発援助の意義と現実

冒頭に述べたように、後進地域の開発援助は、これらの地域の經濟を開発し、その購買力を増加することによって、地域間の交易量の増大を図ることこそ世界の繁栄に通ずる途であるという点に至上の意義を求めている。しかし過去の実績からみた場合、後進国に対する資本輸出は、必ずしもこのような純倫理的動機に基いて行われてきたとはいい得ない。そこにはもっと生々しく錯そうとした政治的社會的本能が働いている。

その第 1 の要因は、後進国援助もまた自由主義と共産主義というイデオロギーの対決の手段となっているという点をあげなければならない。これこそ自由世界の旗手

をもって任ずる米国の対外援助政策の底を一貫して貫く柱であるといえる。

第2には、自国の経済圏確保の手段としての動機をあげることができる。イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ポルトガル等は、戦前はその経済基盤を海外の植民地に置いてきた。これらの植民地の大多数は戦後の民族主義の勃興につれて独立し、その本国と政治的にはきずなを分ちつつある。これら諸国は、植民地諸国に独立を許しつつも、過去数世紀の経済的・社会的紐帯の上に立ってこれらの地域を自国の経済圏内に止めることに最大の努力を傾けている。従ってこれら諸国の海外援助は、明らかに旧植民地諸国に集中されている。この関係はイギリスの援助はスターリング地域諸国、フランスの援助は軍事援助を中心にアルジェリア、モロッコ、チュニジア等の北アフリカ諸国が中心であることからも明かであろう。

第3の要因は、新しい海外市場を開拓し獲得するための競争的手段としての援助をあげることができる。

これは、すべての先進諸国、特にこれらの国の企業家が後進地域に経済進出するに当って、共通する動機であることはいうまでもない。しかし、これが最も切実に国家目的として要求されるのは、戦争によって一切の海外領土と在外資産を失った敗戦国、すなわちドイツ、イタリアの場合である。日本の場合とて決して例外ではない。

3 わが国の海外投資と経済協力

(1) わが国は、第2次世界大戦に敗れて、朝鮮、台湾等の領土と中国を中心とする東南アジア全域にわたる広大な海外市場を喪った。しかし、高度に対外経済に依存しているわが国経済にとって、生活必需物資と工業用原材料の輸入の確保と生産品の輸出増大のために長期安定的

な海外市場を拡大することは、わが国にとって極めて重要な課題であった。

わが国の戦後の対外投融資は、このような命題のもとに昭和25年民間貿易の再開に相前後して再出発の途についたのである。

爾後10年余を経て、1961年末におけるわが国対外投融資残高は、次表に示すように12.2億ドルの巨額に達している。

上表で明らかなように、国際機関への出資を除く、わが国対外投融資総額9.6億ドルのうち、7.6億ドル即ち79.4%が東南アジア、中南米、中近東等の後進地域諸国に対する投融資であり、わが国経済が後進国経済と如何に深

第1表 対外投融資残高(昭和36年12月末現在)

	直接投資	延払輸出債権	小計	国際機関	計
東南アジア	百万ドル 50.2	百万ドル 206.2	百万ドル 265.4	百万ドル —	百万ドル 265.4
中 南 米	94.5	202.4	296.9	—	296.9
中 近 東	105.2	96.6	201.8	—	201.8
そ の 他	103.5	93.7	197.2	—	197.2
計	362.4	598.9	961.3	264.0	1,225.3

いつながらを有しているかを示している。

次に、投資許可実績および延払輸出承認実績によって、昭和26年から昭和36年までの海外投融資の累積額をみても、第2表の通り総額22.9億ドルに対し、後進地域へ

第2表 対外投融資累積額

	直接投資許可実績	延払輸出承認実績	計
東南アジア	百万ドル 73.5	百万ドル 486.9	百万ドル 560.4
中 南 米	99.9	449.0	548.9
中 近 東	105.4	287.3	392.7
そ の 他	105.1	688.3	793.3
合 計	383.9	1,911.5	2,295.4

第3表 直接投資許可実績

(単位：百万ドル)

年 度 地 域	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36 4~6	計
東南アジア	2.6	0.4	1.6	1.3	2.4	7.7	6.6	3.8	6.4	21.3	19.4	73.5
中 南 米	0	0	—	2.5	2.6	8.3	11.4	21.7	12.7	25.3	15.4	99.9
中 近 東	0	0	0	0	0.1	0.2	0	6.6	9.1	33.8	55.6	105.4
そ の 他	0.4	1.8	0.8	1.6	3.8	4.2	15.0	27.2	21.5	14.3	14.5	105.1
計	3.0	2.2	2.4	5.4	8.9	20.4	33.0	59.3	49.7	94.7	104.8	383.9

第4表 延払輸出承認実績

(単位：百万ドル)

年 度 地 域	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36 4~12	計
東南アジア	0.9	18.5	13.3	34.1	12.2	31.1	22.9	100.7	119.9	133.3	486.9
中 南 米	4.2	5.9	6.4	22.8	16.5	31.8	63.6	11.3	175.5	111.0	449.0
中 近 東	0	0	10.2	23.0	25.8	9.4	57.4	62.2	46.2	53.1	287.3
そ の 他	0	8.9	47.0	112.8	68.7	20.4	123.6	17.3	150.7	138.9	688.3
計	5.1	33.3	76.9	192.7	123.2	92.7	267.5	191.5	492.3	436.3	1,911.5

の投融資額は 14.0 億弗、 65.5% を示している。(第 3 表、第 4 表参照)

(2) 対外投融資の拡大 わが国の対外投融資は民間の商業ベースを中心として伸びてきた。さきにも述べたように、戦後のわが国は国として維持する必要のある海外領土もなく、またイデオロギーの戦いに進んで参加するには中立的であり、かつ貧困であった。

貿易への依存度の高いわが国としては、海外市場の確保を図ることは国策的に極めて重要な課題ではあるが、民間企業の意志と意欲が経済推進の基盤であり、国はその背後にあって足らざるを補うのを本旨とする民主主義経済の基本理念に立脚する限り民間中心の資本輸出態勢をとったことはけだし当然であるといえるであろう。

このような民間企業を中心とする対外投融資推進のための国家的な補完手段とみては、昭和 25 年長期信用を伴う資本財の輸出及び重要原材料の輸入並びに海外投資を財政資金により補完するため、日本輸出入銀行が創設された。また昭和 26 年 3 月には、輸出に伴う代金債権回収の危険を保険するため輸出保険法が制定され、更に昭和 27 年には、設備等の長期信用を伴う輸出について生ずる為替変動損失を補償するため設備等輸出為替損失補償法が制定された。

わが国の民間の海外投融資は、大別して直接投資と資本財の延払輸出債権に区分することができる。

民間直接投資の地域分布は第 5 表にみるように、中近東地域(アラビア石油株にかかる開発投資を中心とする) 105.2 百万弗、中南米地域(ウジミナス製鉄所、石川島播磨造船所等ブラジルに対する投資を中心とする) 94.5 百万弗、東南アジア地域 59.2 百万弗の順である。

わが国に最も近く有利な市場であるべき東南アジア地

第 5 表 民間海外直接投資残高

	百万ドル
東南アジア	59.2
中 南 米	94.5
中 近 東	105.2
そ の 他	103.5
計	362.4

域に対する民間投資の伸びが低いのは、東南アジア諸国が民族資本を擁護するために他国の資本の流入に厳しい制限を課していることに起因するもので、わが国

の対外経済の直面する現実の厳しさを如実に現わしているといえるであろう。

「その他の地域」に対する直接投資 103.5 百万弗は、アラスカ・パルプ(株)の開発投資 49.7 百万弗を除き、大部分が先進国向輸出販路の拡大をねらいとした北米及びヨーロッパ諸国に対する商業投資(商事会社等の販売子会社の設置を中心としている)である。

延払輸出債権残高の地域分布は第 6 表にみるように、

東南アジア地域(インド、フィリピンが最も大きい) 206.2 百万弗、中南米地域(ウジミナス製鉄所に対する延払輸

第 6 表 延払輸出債権残高
(昭 36 年 12 月末現在)

	百万ドル
東南アジア	206.2
中 南 米	202.4
中 近 東	96.6
そ の 他	93.7
計	598.9

に対する船舶輸出がその大部分を占めている。

(3) わが国対外投融資とその経済協力的意義 わが国の海外資本進出は、商業ベースによって民間企業を主体に行われてきたが、これらが全く民間独自の力によって行われてきたわけではなく、日本輸出入銀行の融資という大きな柱によって支えられているのである。

即ち、中長期の延払輸出については、所要資金の 80% (企業の受取る頭金利潤等は輸銀の融資対象から控除されるので輸出価格に対しては、約 56% に相当する)、また、大部分の生産事業投資については 50% が、日本輸出入銀行の融資を通じて財政資金により補完してきた。輸銀金融の直接的目的は、「わが国の輸出の振興を図るとともに、海外との経済交流を促進することにある」ことは勿論であるが、このような国家資金の補完により一層寛大な条件により、後進地域の外貨収支の改善と開発の推進に貢献している点で、これらの資本進出が民間資本と政府資金の共営の形で国際経済協力の大きな一翼となっているといえるであろう。

このような民間ベースの資本進出に併行して、わが国政府と後進諸国政府との間に経済協力促進のための幾つかの取極が結ばれた。

(4) 戦時賠償請求権との関連における経済協力 その第 1 は、賠償協定に附隨し又は賠償に代わるものとして締結された経済協力の取極であり、これには次のようなものがある。

上記各国のうち、ビルマ、フィリピン、インドネシア、ベトナムに対する経済協力取極は、民間の商業ベースに基く投融資の枠を設定しているに止まるのに対し、ラオ

国 名	協定金額	発効時	内 容
ビ ル マ	百万ドル 50	1955 年	合弁事業投資
フ イ リ ピ ン	250	1956	商業ベースによる信用供与枠
イ ン ド ネ シ ア	400	1958	"
イ ン ド	50	1958	円借款
ラ オ ス	2.78	1959	無償援助
カ ン ボ ジ ャ	4.16	1959	無償援助
ベ ト ナ ム	9.1	1960	商業ベースによる信用供与枠
	7.5	1960	円借款(ダニム水力発電所建設費)

ス、カンボジアに対しては無償援助の方式によっている点で本質的に異っている。

また、1959年に日本政府とインド政府の間に取極られた50百万弗の円借款は、インド政府の賠償請求権の放棄の代償として、また、1960年に日本政府とベトナム政府の間に取極られた7.5百万弗の円借款は賠償を補完するものとして、日本輸出入銀行のインド政府及びベトナム政府に対する円貨建の政府間直接借款である点で他の経済協力と実質を異にしている。

これらの経済協力は、賠償の補完的色彩が強いが、実質的には10億弗を超える賠償とともに、現在急速な開発途上にあるこれら被賠償国の経済援助に貢献するところが極めて大であると考えられる。

(5) 債権国會議等に基く経済協力 第2に、債権国會議等特定の後進国の経済開発計画の推進と、これに伴って生ずる外貨ギャップを埋めるための資金援助を行うことを目的として開催された国際会議の決議に基いて行われる援助がある。

わが国の既往の援助のうち、このカテゴリーに該当するものとしては、次のようなものがある。

インド第1次 経済開発5カ 年計画に対す る援助	1958年債権国 会議の決議に 基く政府間取 極	中期輸出信 用枠の供与	10百万弗	5~7年の商業 ベースによる
インド第2次 経済開発5カ 年計画に対す る援助	1958年 "	"	10百万弗	おおむね2年 据置8年均等 分割償還
インド第3次 経済開発5カ 年計画に対す る援助	1961年 "	円借款	80百万弗	5年据置10年 均等分割償還
パキスタン第 2次経済開発 5カ年計画に 対する援助	1961年 "	"	20百万弗	"
ブラジルの外 貨ギャップ救 済のための中 期商業債権の 継延	1961年パリに おける債権国 会議の決議に 基く政府間取 極	"	14.5百万弗	5年据置7年 均等分割償還

インド及びパキスタンに対する援助は世界銀行主宰の債権国會議の決議に基くものであって、米、英、加、西独、日本が参加している。ブラジルに対する借款は、旧ヘーベ・クラブ加盟国である、英、西独、仏、伊、オランダにスウェーデン、スイス及び日本を加えた8カ国が参加している。

(6) その他の双務的援助の取極 以上のはか、特定の後進国政府の要請に応じて、わが国政府と後進国政府との間に援助の取極を行っているものとしては、次のようなものがある。

対アラブ連合經濟
協会 1958年9月 30百万弗 商業ベースの延滞輸出信用枠
対ユーヨースラヴ
イア經濟協力 1959年4月 30百万弗 "

対パラグワイ經濟
協力 1959年7月 3.8百万弗 円借款
対イラン經濟協力 1960年10月 30百万弗 商業ベースの延滞輸出信用枠

(7) 民間ベースによる大口経済協力案件 以上のはか、民間ベースによる大口の経済協力案件としては、次のようなものがある。

- a) ブラジル、ウジミナス製鉄所建設計画があり、日本側援助額は1億5000万弗を超えると予想されている。
- b) 北スマトラ油田復旧開発計画は、日本側負担限度額は、5,000万弗である。

4 国際経済協力に関するわが国の課題

以上概観したところによても明らかのように、わが国の後進国援助及び経済協力は、主として海外市場を確保するための必要性に基いて行われてきた。わが国の置かれている経済的な環境、特に、わが国の対工業国貿易が著しく立ち遅れおり、且つ、ガット35条問題ともからんで、今後の先進国市場の開拓の面で著しい困難が予想され、後進国市場に依存せざるを得ないこと、また、地理的条件からみても東南アジアを中心とする後進国市場の確保が長期的に極めて重要であること等にかんがみて、今後、対後進地域交易の拡大が益々強調されるであろうことは想像に難くない。

しかし、ただ単に後進地域に対する輸出の増大のみに専念するときは、最近イラン、ナイジェリア問題で顕著にクローズ・アップされつつあるように、相手国の著しい輸入超過となり、対日輸入制限の機運を醸成する逆効果を招くこととなるおそらく強い。このような矛盾を克服しつつ、後進地域との強い経済的紐帯を作るためには、単に目前の利害採算のみに捉われることなく、経済援助により、長期的な協力態勢を確立することの必要性を改めて認識しなければならなくなる。

特に、昨年来OECDの開発援助委員会(DAC)の活動が活潑化するにつれて、後進国援助の新しい方向が打出されつつある。

その第1は、共同援助目標額を定めることによる総体的な援助額の増大であり、第2は政府資金による援助の分野を拡大することにより一層長期且つ寛大な条件による信用の供与を図ることである。

わが国に課せられた課題は、DACの参加国として受ける援助額の増大についての国際的要請と、わが国独自の要因から生れる援助量の増大の必要性とを如何に調合させてゆくかという点にあるといわなければならない。

しかし、わが国にとって更に切実な課題は「わが国の資本力の欠如を如何に克服するか」という点にある。